

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年2月19日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 伊藤 浩之

## 1. 調達内容

- (1) 件名 平成30年度龍野公共職業安定所外2施設にかかる灯油購入単価契約
- (2) 仕様及び数量 「仕様書」による
- (3) 契約期間 契約締結日から平成31年3月29日まで
- (4) 納入場所 「仕様書」による

## 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、近畿地域で「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされている者で、かつ、営業品目「燃料類」で参加資格を得ている者であること。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 労働保険に加入し、かつ労働保険料の滞納がない者であること（直近の2保険年度における労働保険料の未納がないこと）。
- (8) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金をいう。）に加入し、該当する制度の直近2年間の保険料の滞納がない者であること。

## 3. 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システムにより執行する。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官への書面による申し出のうえ、紙入札方式（以下「紙入札」という。）で参加することができる。

## 4. 入札関係書類

- (1) 入札説明書の交付期間

本公告の日から平成30年3月9日（金）17時00分まで

**\*兵庫労働局ホームページからダウンロードが可能。**

(2) 入札参加申請書（競争入札参加申込書）の受付期間

本公告の日から平成30年3月9日（金）17時00分まで

\*紙入札の場合は兵庫労働局総務部総務課会計第一係まで提出すること。

\*提出期限までに到着しなかった場合は無効とする。

(3) 入札書の受付期間

平成30年3月12日（月）9時00分から

平成30年3月13日（火）17時00分まで

\*紙入札の場合は封入封印したものを、兵庫労働局総務部総務課会計第一係まで提出すること。

\*提出期限までに到着しなかった場合は無効とする。

5. 競争執行の日時及び場所

(1) 日時 平成30年3月14日（水） 14時30分

(2) 場所 兵庫労働局 第1共用会議室（神戸クリスタルタワー15階）

6. 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、**消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。**

7. その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札に要求される事項

入札者は、支出負担行為担当官が別に指定する、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。また、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、入札に参加した者が、(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本広告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

入札説明会は実施しない。

入札参加者は入札説明書及び仕様書等を熟読し、内容を承認のうえ参加すること。

8. 入札関係書類に関する問い合わせ先

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階

兵庫労働局 総務部総務課 会計第一係 川田

TEL: 078-367-9173 FAX: 078-367-9163

# 入札説明書

平成30年度龍野公共職業安定所外2施設

にかかる灯油購入単価契約

本案件は、「電子調達システム」を利用した従来の応札及び入開札手続きと併せて紙による応札及び入開札手続きを使用するものとする。

兵 庫 労 働 局

## 1. 契約担当官等

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 伊藤 浩之  
調達機関番号 017  
所在地番号 28

## 2. 調達内容

- (1) 件名 平成30年度龍野公共職業安定所外2施設にかかる灯油購入単価契約
- (2) 仕様・数量 別紙「仕様書」による
- (3) 納入場所 龍野公共職業安定所（たつの市龍野町富永1005-48）  
相生地方合同庁舎（相生市旭1-3-18）  
龍野公共職業安定所赤穂出張所（赤穂市中広字北907-8）
- (4) 契約期間 契約締結日から平成31年3月29日まで

## 3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、近畿地域で「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされている者で、かつ、営業品目「燃料類」で参加資格を得ている者であること。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 労働保険に加入し、かつ労働保険料の滞納がない者であること（直近の2保険年度における労働保険料の未納がないこと）。
- (8) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金をいう。）に加入し、該当する制度の直近2年間の保険料の滞納がない者であること。

## 4. 入札にかかるスケジュール等について

### (1) 電子調達システムにより入札を行う場合

#### ①入札参加申請書受付開始

平成30年2月19日（月） 9時00分から

\*申請時添付書類

・資格審査結果通知書(写)

- ・ 社会保険料について領収書等滞納がないことが確認できる書類（写）  
（直近2年間分）
- ・ 労働保険料について領収書等滞納がないことが確認できる書類（写）  
（直近2保険年度分）
- ・ 誓約書  
（支出負担行為担当官が指定する、暴力団等に該当しない旨を誓約したもの）
- ・ 役員等名簿

②入札参加申請書受付締切

平成30年3月9日（金） 17時00分まで

③入札書の受付開始

平成30年3月12日（月） 9時00分から

④入札書の受付締切

平成30年3月13日（火） 17時00分まで

\* 通信状況等により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

**\*別紙「入札金額内訳書」を添付すること。**

⑤代理人による入札

代理人が電子調達システムにより入札を行う場合は、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。なお、電子調達システムにおいては復代理人による応札は認められない。

**(2) 紙による入札を行う場合**

①競争入札参加申込書の受付開始

平成30年2月19日（月） 9時00分から

**\*持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）により提出。**

\* 申請時添付書類

- ・ 資格審査結果通知書(写)
- ・ 社会保険料について領収書等滞納がないことが確認できる書類（写）  
（直近2年間分）
- ・ 労働保険料について領収書等滞納がないことが確認できる書類（写）  
（直近2保険年度分）
- ・ 誓約書  
（支出負担行為担当官が指定する、暴力団等に該当しない旨を誓約したもの）
- ・ 役員等名簿
- ・ 競争入札参加申込書
- ・ 電子入札案件の紙入札方式での参加について

②競争入札参加申込書の受付締切（必着）

平成30年3月9日（金） 17時00分まで

③入札書の受付開始

平成30年3月12日（月） 9時00分から

**\*持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）により提出。**

④入札書の受付締切（必着）

平成30年3月13日（火） 17時00分まで

⑤入札書の提出方法

入札書は当局様式にて作成し、封筒（長形3号）に入れ封をし、割印（1カ所以上）をしたのち入札書受付締切日時までに提出すること。また、その封筒に氏名（法人の場合はその名称または商号）、宛名（兵庫労働局支出負担行為担当官）及び「〇月〇日開札、調達件名 入札書在中」と朱書きすること。

また、**別紙「入札金額内訳書」を同封すること。**

**(3) 開札**

①開札日時及び場所

平成30年3月14日（水） 14時30分

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー15階

兵庫労働局第1共用会議室

②電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより参加する場合には、立ち会いは不要であるが、入札者は開札時刻には端末の前で待機しておくこと。

③紙による入札の場合

紙入札による参加者で、開札時に、代表者でない者が立ち会う場合は、開札時に当局様式の委任状を提出すること。

なお、第1回目の開札に立ち会わない紙入札参加者は、第2回目以降の再入札を行うこととなった場合、その入札を辞退したものとして取り扱う。

また、開札執行職員の求めに応じられるよう、競争参加資格を証明する書類、立会者の身分が証明できるものを必ず持参しておくこと。

④開札会場の入退場について

立会者は、開札会場には開札の定刻までに入場すること。定刻が過ぎた後の入場はできないものとする。また、開札執行職員がやむ得ない事情があると認めないかぎり、指示があるまで開札会場を退場することはできない。

**(4) 再入札の取り扱いについて**

開札の結果、入札価格が当局の予定価格の制限に達した入札がない場合は、再入札を行う。なお、再入札は2回を限度とする。また、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うこと。

**(5) 競争入札参加申込書・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先**

〒650-0044

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階

兵庫労働局総務部総務課会計第1係 川田

電話078-367-9173 FAX078-367-9163

## 5. 入札及び開札に関する注意事項

- (1) 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
- ① 競争入札参加申込書または、参加申請書が指定した日時までに提出がない場合。
  - ② 入札者またはその代理人が、本案件にかかる入札において他の入札者の代理人を兼ねた場合。
  - ③ 紙入札において入札書を当局様式以外のもので提出した場合。
  - ④ 紙入札において入札書の金額を訂正した場合。
  - ⑤ 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定する者が入札した場合。
  - ⑥ 入札公告に指定した競争参加資格の等級以外の者が入札した場合。
  - ⑦ 担当官が入札不完全と認めた場合。
  - ⑧ 入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出した場合。
  - ⑨ 誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合。
- (2) 入札書には、入札者の住所・氏名の記入・押印（電子入札の場合は押印不要）をし、日付については提出日を記入すること。（開札日ではない。）
- 金額の記載については、算用数字を使用し、最初の数字の前に¥（エンマーク）を、末尾に、－（ピリオド ハイフン）を記入すること。
- また、入札金額については、単価に予定数量を乗じて積算した総価格を記載することとし、この総価格をもって落札決定を行うものとする。（単価とは、物件10あたりの金額に諸経費を含む契約の履行に必要な全ての費用を含んだものとする。）
- なお、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税および地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書提出後の内容変更及び取消しについては、一切受付けないこと。
- (4) 紙入札による者は、代表者が立ち会う場合は代表者印、代理人の場合は代理人印、復代理人の場合は復代理人印及び入札書を持参すること。
- (5) 予定価格を超過予算するなどの理由により再入札とする場合、再入札は2回を限度とする。この限度内において落札者がいない場合は、再度公告入札の実施若しくは予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用する。
- (6) 落札者となるべき者が二者以上あるときは、電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。
- (7) 入札申込後、入札に参加しない場合は、辞退届を速やかに提出すること。
- (8) 落札者の決定にあたり、開札会場において落札業者名及び落札価格を発表するとともに、当局ホームページに掲載する。また、開札結果について情報公開法に基づき情報公開請求がなされたときは公開することがあるため、了承すること。

6. 入札保証金及び契約保証金 免除

7. 前払金及び部分払 なし

8. 落札者

- (1) 兵庫労働局で作成した予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。契約は単価で行う。
- (2) 落札者が決定した時は、入札参加者に落札者氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を口頭又は電子調達システムの開札結果通知書により通知する。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 落札者は、法人登記簿謄本の提出を要する。

9. 支払の条件 契約書（案）のとおり

10. その他

- (1) 契約手続き等に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先
  - ① F A Q ・ お問い合わせ U R L <https://www.geps.go.jp/faq/all>
  - ② 電子調達システムヘルプデスク U R L [https://www.geps.go.jp/contact\\_us](https://www.geps.go.jp/contact_us)
  - ③ 電子調達システムヘルプデスク T E L  
0570-014-889（ナビダイヤル）／017-731-3177（IP 電話等をご利用の場合）ただし、参加申請及び応札の締切時間が切迫している等、緊急を要する場合には兵庫労働局総務部総務課会計第1係まで連絡すること。
- (3) 軽微な仕様変更に伴う契約変更の手続きは、発注後に行うこととする。
- (4) 当該契約に関する疑義・質問については、書面により平成30年3月8日（木）12時までに上記4（5）に示した場所に提出すること。（郵送及びF A X可）
- (5) 入札説明会は、実施しない。

# 仕 様 書

## 1. 件名

平成30年度龍野公共職業安定所外2施設にかかる灯油購入単価契約

## 2. 契約期間

契約締結日(平成30年4月2日予定)から平成31年3月29日まで。

※ 実際の納入時期は、原則、平成30年7月から平成30年9月まで(気温等によっては、6月からの納入もありうる)、及び平成30年12月から平成31年3月までとする。

## 3. 納入場所

- (1) 龍野公共職業安定所(たつの市龍野町富永1005-48)
- (2) 相生地方合同庁舎(相生市旭1-3-18)
- (3) 龍野公共職業安定所赤穂出張所(赤穂市中広字北907-8)

## 4. 仕様

- (1) 購入物件は白灯油とし、JIS規格のものであること。
- (2) 発注は毎週月曜日(月曜日が閉庁日の場合はその翌日)午前中までに納入場所担当者より行うこととし、各発注から2開庁日以内に納入すること。ただし、緊急的に納入が必要となった場合については、柔軟に対応すること。
- (3) 納入及び給油作業に際しては、各納入場所設置の灯油タンク(各タンク容量:1,000ℓ)に給油すること。
- (4) 納入完了と同時に、納入場所、納品日、品目、数量等が記載された納品書を各納入場所担当者に提出すること。
- (5) 給油に際しては、関係法令を遵守すること。

## 5. 年間購入予定数量

合計24,100ℓ(各納入場所の内訳は下記のとおり。)

- (1) 龍野公共職業安定所:6,800ℓ  
(1回あたりの昨年の給油実績:300ℓ~700ℓ)
- (2) 相生地方合同庁舎:11,200ℓ  
(1回あたりの昨年の給油実績:100ℓ~800ℓ)
- (3) 龍野公共職業安定所赤穂出張所:6,100ℓ  
(1回あたりの昨年の給油実績:300ℓ~800ℓ)

※ 各施設における予定数量は平成28、29年度実績に基づく見込数量であるため、数量が増減した場合においても契約単価を適用することとする。

## 6. 価格改定

- (1) 資源エネルギー庁が公表している兵庫県の配達灯油の1ℓあたりの給油所小売価格（以下「公表価格」という。）に基づいて、価格の見直しを行う。
- (2) 毎月第3週の公表価格と契約締結月（価格改定を行ったことがある場合は変更契約月）の第3週の公表価格（以下「基準価格」という。）の消費税を除いた差額が±3円以上となった場合は、契約単価に下記調整額を加算した額を翌月以降の契約単価とする。

$$\text{調整額（税抜）} = (\text{差異が生じた月の第3週の公表価格} - \text{基準価格}) / (1 + \text{消費税率})$$

※小数点第3位は切り捨てとする。

- (3) (2)により調整額が決定した場合は、速やかに変更契約を締結するものとする。

## 7. 代金の請求および支払いについて

1ヶ月分の納入を取りまとめた適正な請求書を受理してから30日以内に支払うものとし、支払方法は銀行振込とする。

## 8. 留意事項

- (1) 応札単価は、白灯油1ℓあたりについて、消費税等抜きの単価を小数点第2位まで表示すること。
- (2) 応札単価は納入場所にかかわらず、統一の単価とすること。
- (3) 価格改定については、上記6に示した基準に則って行うため、これに十分留意し、応札単価を積算すること。
- (4) 本件業務の処理について、他に委託し、あるいは請け負わせてはならない。
- (5) 本契約の履行にあたり知り得た発注者の業務上の秘密事項は、第三者に漏洩又は他の目的に利用してはならない。

## 9. 入札および契約事務担当者

兵庫労働局総務部総務課会計第1係 川田

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階

TEL 078-367-9173 FAX 078-367-9163

# 契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 ○○ ○○ (以下「甲」という。) と、  
(以下「乙」という。) は、白灯油の売買に関して、次の条項により単価契約を締結する。

(契約の目的)

第 1 条 乙は甲に対し白灯油を売り渡し、甲は乙からそれを買受ける。

(納入物件)

第 2 条 白灯油 (J I S規格) のみとする。

(契約単価)

第 3 条 第 2 条の物件 1ℓ あたり ¥. - (消費税抜き) とする。

(契約保証金)

第 4 条 甲は、本契約の保証金を免除する。

(契約期間)

第 5 条 契約期間は、契約締結日から平成 3 1 年 3 月 2 9 日までとする。

(納入場所)

第 6 条 納入場所は次のとおりとする。

- (1) 龍野公共職業安定所 (たつの市龍野町富永 1 0 0 5 - 4 8)
- (2) 相生地方合同庁舎 (相生市旭 1 - 3 - 1 8)
- (3) 龍野公共職業安定所赤穂出張所 (赤穂市中広字北 9 0 7 - 8)

(購入予定数量)

第 7 条 購入予定数量は 2 4, 1 0 0 0 とし、各納入場所についての内訳は下記のとおりとする。なお、予定数量を増減した場合においても、第 3 条の契約単価を適用する。

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| (1) 龍野公共職業安定所      | 6, 8 0 0 0   |
| (2) 相生地方合同庁舎       | 1 1, 2 0 0 0 |
| (3) 龍野公共職業安定所赤穂出張所 | 6, 1 0 0 0   |

(発注及び納入)

第 8 条 甲は、毎週月曜日 (月曜日が閉庁日の場合はその翌日) 午前中までに発注することとし、乙は、甲から発注を受けた日から 2 開庁日以内に、所定の灯油タンクに甲又は甲の指定する職員立会いのもと納入するものとする。また、乙は、緊急的に納入が必要となった場合については、柔軟に対応するものとする。なお、乙は、納入時に、納入場所、納品日、品目、数量等が明記された納品書を各納入場所に提出しなければならない。

2. 乙は、給油に際しては、関係法令を遵守するものとする。

3. 乙は、納入に要する費用及び生じた事故について、すべて負担するものとする。

#### (検査)

- 第 9 条 乙は、納入完了後、甲又は甲の指定する職員（以下「検査職員」という。）による検査を受けなければならない。
2. 乙は、前項の検査の結果不適正であると検査職員が認めたときは、直ちに必要な措置を講じ、再度検査を受けなければならない。

#### (履行遅延料)

- 第 10 条 甲は、乙が第 8 条第 1 項の期限内に合格品を納入しない場合において、特に遅延料を徴し、納入期限の延期を許可することができる。遅延料は、その期限の翌日より起算した遅延日数に応じ、その未納分に相当する金額に対し年 5 パーセントの割合で計算した金額とする。
2. 乙は、天災・地変その他乙の責に帰し得ない理由により、第 8 条第 1 項の期限内に合格品を納入しない場合は、その理由を記して甲に納入期限の延長を請求することができる。この場合、甲は、その請求が正当と認められるときは、前項の遅延料を免除する。

#### (代金の請求)

- 第 11 条 乙は、1 ヶ月ごとに納入場所の納入数量を取りまとめ、第 3 条の契約単価を乗じて得た金額に消費税等率を乗じて積算した金額を、「官署支出官 兵庫労働局長」（以下「官署支出官」という。）に対し翌月に請求しなければならない。なお、消費税相当額を算出する際に生じた 1 円未満の端数については、切り捨てとする。

#### (代金の支払)

- 第 12 条 官署支出官は、乙から適法な請求書を受理したときは、受理した日から起算して 30 日以内に代金を支払わなければならない。
2. 官署支出官が、自己の責に帰すべき事由により支払いを遅延した場合は、乙に対し、前項の期間満了の翌日から支払日まで、遅延日数に応じ、この契約の成立の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定により財務大臣が決定した率（以下「政府契約による利率」）の割合で計算した遅延利息を加算して支払わなければならない。
  3. 甲は、乙に対して支払うべき料金を、各納入場所及びその管理に属する国有財産の使用許可を与えている者並びに国の施設を利用する国以外の者に分担させて支払うことができるものとする。
  4. 前項の場合において、乙は、甲に対して、料金分担額の内訳の通知を求めることができる。

#### (権利・義務の譲渡・承継及び再委託等の禁止)

- 第 13 条 甲又は乙は、本契約により生ずる権利もしくは義務を第三者に譲渡もしくは承継してはならない。
2. 乙は、本契約にかかる業務の処理について、他に委託し、あるいは請け負わせてはならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号の一に該当するときは本契約を解除する。

- (1) 乙が完全に本契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 乙が本契約の解除を請求したとき。
- (3) 乙が、法令の規定により営業に関する許可を取り消され、または営業の停止を命ぜられたとき。
- (4) 甲が行う検査に対し、乙が甲の職務執行を妨げ、もしくは詐欺その他の不正な行為があったとき。

(違約金)

第15条 乙は、前条の規定により本契約を解除した場合は、違約金を甲に納入しなければならない。

2. 違約金は、予定数量に契約単価（契約単価の変更があった場合には変更後の契約単価）を乗じて得た額に消費税を加算した合計額の100分の10に相当する額とする。
3. 甲は、前条第2号の請求が、天災地変その他正当な理由に基づくものと認めるときは、本条第1項及び第2項に基づく違約金の納入を免除する。

(秘密の保持)

第16条 乙は、本契約を履行するにあたり、知り得た甲並びに当該庁舎における業務上の秘密事項を外部に漏洩したり、又は、他の目的に使用したりしてはならない。

2. 乙は、前項の規定について、契約期間満了後も遵守しなければならない。

(損害賠償)

第17条 乙は、乙の故意又は過失により、施設、職員及び利用者等に損害を与えた場合は、その責を負うものとする。

2. 故意又は過失が、乙の責に帰すべき事由でないと甲が認めた場合は、この限りでない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第18条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む）。

2. 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第19条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、予定数量に契約単価（契約単価の変更があった場合には変更後の契約単価）を乗じて得た額に消費税を加算した合計額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人が、刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
2. 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
  3. 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第20条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第21条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する誓約書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第22条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、予定数量に契約単価（契約単価の変更があった場合には変更後の契約単価）を乗じて得た額に消費税を加算した合計額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2. 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3. 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第23条 乙が前条までに規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第25条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

(表明確約)

第26条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2. 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第27条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2. 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第28条 甲は、第24条、第25条及び第27条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2. 乙は、甲が第24条、第25条及び第27条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第29条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約単価の改定)

第30条 資源エネルギー庁が公表している兵庫県の配達灯油の1ℓあたりの給油所小売価格（以下「公表価格」という。）に基づいて、価格の見直しを行う。

2. 毎月第3週の公表価格と契約締結月（価格改定を行ったことがある場合は変更契約月）の第3週の公表価格（以下「基準価格」という。）の消費税を除いた差額が±3円以上となった場合は、契約単価に下記調整額を加算した額を翌月以降の契約単価とする。

$$\text{調整額（税抜）} = (\text{差異が生じた月の第3週の公表価格} - \text{基準価格}) / (1 + \text{消費税率})$$

※小数点第3位は切り捨てとする。

3. 前項により調整額が決定した場合は、速やかに変更契約を締結するものとする。

(条項解釈)

第31条 本契約の条項に関する疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ別途これを定める。

以上

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

平成30年 月 日

甲 兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3  
支出負担行為担当官  
兵庫労働局総務部長 ○○ ○○

乙

## 誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1から3のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

#### 3 参加資格の適正化

- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (4) 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。（※再委託対象案件に限る。）

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 伊藤 浩之 殿

平成 年 月 日

所在地  
事業所名  
代表者名

印

# 役員等名簿

事業所名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(注) 法人の場合、法人登記簿に記載されている役員全員（監査役含む）を記入してください。

## 競争入札参加申込書（紙入札方式）

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
兵庫労働局総務部長 伊藤 浩之 殿

申込人

所在地  
事業所名  
代表者氏名

印

下記物件の競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

記

件 名 平成30年度龍野公共職業安定所外2施設にかかる灯油購入単価契約

※氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載し、社印及び代表者印を捺印すること。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 伊藤 浩之 殿

所在地

事業所名

代表者氏名

印

## 電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙入札方式での参加をいたします。

### 記

1. 入札案件名 平成30年度龍野公共職業安定所外2施設にかかる灯油購入単価契約
  2. 電子調達システムでの参加ができない理由  
(記入例) 申請中だが、手続きが遅れている為
-

# 入 札 書 (紙入札方式)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
兵庫労働局総務部長 伊藤 浩之 殿

所在地  
事業所名  
代表者名 印  
代理人(復代理人) 印  
※代理人(復代理人)に委任されている場合、社印及び代表者印は省略可

下記案件について入札説明書等の記載事項について遵守し、仕様書に従って受託するものとして入札します。

件 名 平成30年度龍野公共職業安定所外2施設にかかる灯油購入単価契約

入札金額(総価格) \_\_\_\_\_ (消費税等抜き)

※ 落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の数字3ケタを以下に記載すること。なお、記載がない場合、及び記載された数字が他の入札者と重複した場合は、連絡先電話番号の末尾3ケタを電子くじ番号とする。

--	--	--

※ 契約価格については、入札書に記載された金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額切り捨て)とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額(1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げ)を入札書に記載すること。

※ 入札金額は算用数字で、数字の頭には¥(エンマーク)を、末尾には、- (ピリオド ハイフン) を記載すること。

## 入札金額内訳書

品目	数量		単価	金額
白灯油	24,100	ℓ		
合計(消費税除く) ※入札書記載金額				

事業所名

---

(代理人用)

## 委 任 状

私儀  
今般\_\_\_\_\_印 を代理人と定め、下記の権限を委任  
いたします。

### 記

1. 件名 平成30年度龍野公共職業安定所外2施設にかかる灯油購入単価契約
2. 委任事項 上記1にかかる入札及び見積に関する一切の権限及びそれにかかる  
復代理人の選任に関する権限

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
兵庫労働局総務部長 伊藤 浩之 殿

競争入札参加者  
所在地  
事業所名  
代表者名

印

(復代理人用)

# 委 任 状

今般\_\_\_\_\_印を復代理人と定め、下記の権限を委任いたします。私儀

## 記

1. 件名 平成30年度龍野公共職業安定所外2施設にかかる灯油購入単価契約
2. 委任事項 上記1にかかる入札及び見積に関する一切の権限

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
兵庫労働局総務部長 伊藤 浩之 殿

競争入札参加者（代理人）

所在地

事業所名

代表者名

印

## 代理人（復代理人）による開札の立ち会い等にかかる留意事項

代理人（復代理人）をもって、入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う場合には、下記により委任状が必要となります。

### 記

1. 入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者が、その法人の本店、または本社に所属する場合は、委任状【代理人用】を使用してください。

「競争入札参加者」…その法人の代表者

「代理人」…入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者

2. 入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者が、その法人の支店、または営業所等に所属する場合は、委任状は【代理人用】及び【復代理人用】の2枚が必要になりますので、以下のとおり使用してください。

#### 【代理人用（1枚目）】

「競争入札参加者」…その法人の代表者

「代理人」…入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者の所属する支店または営業所等の長

#### 【復代理人用（2枚目）】

「競争入札参加者（代理人）」

…1枚目で委任された、支店長又は営業所長等その法人の代表者

「復代理人」…入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者

※ 上記の規定は、法人格のない事業についても同様に取扱います。

※ 入札会場に入場できる者は、代表者のほかは、委任状により代理権（復代理権）を授与された者に限ります。

※ 代理及び復代理は、委任状発行以降の日に限り有効です。

# 辞 退 届

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
兵庫労働局総務部長 伊藤 浩之 殿

所在地  
事業所名  
代表者名  
代理人(復代理人)

印  
印

この度、下記件名につき御辞退申し上げます。

記

件名 平成30年度龍野公共職業安定所外2施設にかかる灯油購入単価契約

入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）

【FAX送信票】

兵庫労働局総務部 総務課 会計第一係 川田 行  
（FAX番号 078-367-9163）

入札件名	平成30年度龍野公共職業安定所外2施設にかかる灯油購入単価契約	
参加入札方式 (いづれかに○)	電子調達システム	紙入札
受領日 (ダウンロード日)		
会社名		
担当者名		
担当者電話番号		
担当者FAX番号		
担当者 Eメールアドレス		
備考 (質問事項)		

※ 入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合には、  
本票に記載のうえ、上記FAX番号へ必ず送信して下さい。

※ 急な仕様の変更等をダウンロードした業者様にご連絡する際に使用します。